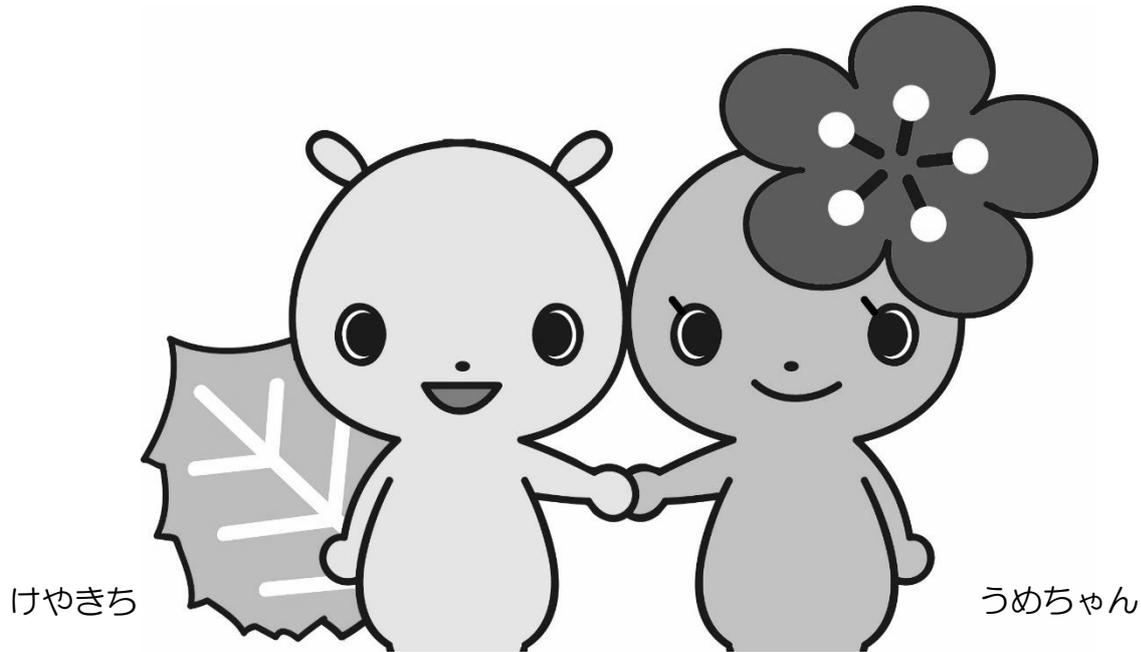


令和2年度 学童クラブ入会案内



府中市青少年健全育成イメージキャラクター

| 《 受付期間 》 | |
|------------------------|---------------------------------|
| 障 害 児 (新 1 ~ 6 年) | 令和元年12月11日(水)~ 令和2年 1月10日(金) |
| 新 1 ~ 3 年 | 令和2年 1月 6日(月)~ 令和2年 1月31日(金) |
| 新 4 ~ 6 年 | 令和2年 2月 3日(月)~ 令和2年 2月14日(金) |

学童クラブでは、
保護者が就労等により昼間家庭にいない児童をお預かりし、
いろいろな遊びや行事を通して
心身ともに健やかな育成をしています。

府 中 市

I 申込について



1 入会要件

(1) 保護者の要件について

次のアからキまでのいずれかに該当し、児童の監護ができない状況が、正午から午後6時までの間に4時間以上かつ月14日以上ある方です。

- ア 外勤労働に従事している方
- イ 自営労働に専従している方
- ウ 病気・身体障害等がある方
- エ 家族の看護・介護をしている方
- オ 就学している方
- カ 出産の方（出産前後2か月）
例：6月出生予定の場合、4月1日から8月31日まで入会可
- キ ひとり親家庭で求職中の方（入会后3か月まで）

◆ご注意ください◆

※上記の要件は、祖父母等同居している親族についても保護者と同様に必要です。
ただし、令和2年4月1日現在、満65歳以上の方及び申込児童の兄弟は必要ありません。

※育児休暇取得中の場合は、復職予定月からの入会となります。
(P. 3をご参照ください。)

※すでに学童クラブ入会済みの保護者が育児休暇を取得する場合は、生まれた子が1歳になる月まで育休期間中の入会を認めます。
(P. 3をご参照ください。)

(2) 児童の要件について

市内に住所のある小学校1年生から6年生までの児童で、医療行為を必要とせず、集団での育成が可能であること。

※心身に障害等のある児童については、職員を加配して育成を行います。障害のある児童の申込みは、次のアからウまでのすべてに該当する児童です。

- ア 市内に住所のある小学校1年生から6年生までの児童で、次のAからDまでのいずれかに該当すること
 - A 身体障害者手帳または愛の手帳が交付されている児童
 - B 都立特別支援学校に就学する児童
 - C 特別支援学級（知的固定学級）に就学する児童
 - D 発達障害（広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）がある児童で、学童クラブでの育成において特別な配慮が必要と判断された児童
- イ 集団での育成が可能であること
- ウ ヘルパー等の付添いにより安全に登下館できること

※障害者手帳や愛の手帳をお持ちでなくても、児童の状態から集団での育成において特に配慮が必要であると思われる場合は、ご相談ください。

2 申込受付について

■ **受付期間** ※5月以降に入会を希望される場合は、入会を希望する月の前月1日から申込みできます

| | |
|----------------|--|
| 障害児 (新1～6年) | 令和元年12月11日(水)～令和2年1月10日(金) (注:12月29日(日)～1月3日(金)は除く) |
| 新1～3年 | 令和2年1月6日(月)～令和2年1月31日(金) |
| 新4～6年 | 平成2年2月3日(月)～令和2年2月14日(金) |

■ **場所及び時間** ※郵送での申込みは受付できません

| 各学童クラブ | 市役所4階 児童青少年課 |
|---|------------------|
| (平日)午前11時～午後6時 (土曜日)午前10時～午後5時 ※職員が不在の場合がありますので、必ず 事前に電話連絡のうえご来館ください | (平日)午前8時30分～午後5時 |

3 申込から登館までの流れ

■ 障害児

| 12月11日 ～1月10日 | 1月中旬 ～下旬 | 1月下旬 | 2月下旬 | 3月中旬 | 4/1～ |
|------------------|----------------------|---------------------|------------|-------|------|
| 申込み | お子様・保護者・ 指導員の三者面接 | 指導員による 保育園・保育所訪問 | 入会可否 決定 | 入会説明会 | 登館 |

■ 新1～3年

| 1月6日 ～1月31日 | 1月中旬～2月 | 3月中旬 | 4/1～ |
|----------------|----------------------|-------|------|
| 申込み | お子様・保護者・ 指導員の三者面接 | 入会説明会 | 登館 |



■ 新4～6年生

| 2月1日 | 2月3日 ～2月14日 | 2月 | 2月末 | 2月～3月 | 3月中旬 | 4/1～ |
|-------------------|----------------|----------|------------|----------------------|-------|------|
| 入会可能 児童数 公表 | 申込み | 入会 審査 | 入会可否 決定 | お子様・保護者・ 指導員の三者面接 | 入会説明会 | 登館 |

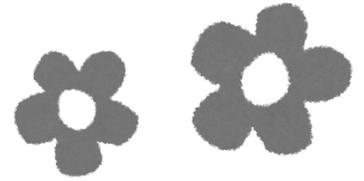
4 必要な書類

記入漏れや未提出の書類がある場合は受理できません のでご注意ください。

特に勤務証明書は作成に時間がかかる場合がありますので、早めのお手続きをお願いします。

※提出書類に鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

①入会申込書



②各要件確認に必要な書類 (下表参照)

保護者及び満65歳未満の同居親族(令和2年4月1日現在) 全員分が必要です。

| 入会要件 | | 要件確認に必要な書類 | 注 意 点 |
|------|----------------|--|---|
| ア | 外勤労働に従事している方 | <ul style="list-style-type: none"> 勤務証明書^{※1} | <ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出の1か月以内のもの 採用予定の方は、勤務の契約内容が明記されたものを提出し、就職から3か月後に勤務実績が記入されたものを再提出すること 育休中で復職予定月からの入会を希望する場合、復職予定日の記入も必要 |
| イ | 自営労働に専従している方 | <ul style="list-style-type: none"> 自営業就労届出書 スケジュール表 | <ul style="list-style-type: none"> 記入日が提出の1か月以内のもの(別途追加書類の提出をお願いする場合があります) |
| ウ | 病気・身体障害等がある方 | <ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書 または 障害者手帳のコピー 申立書^{※2} | <ul style="list-style-type: none"> 入会要件を満たす、児童の育成が困難であることがわかるもの |
| エ | 家族の看護・介護をしている方 | <ul style="list-style-type: none"> スケジュール表 (看護・介護の方) | |
| オ | 就学している方 | <ul style="list-style-type: none"> 在学証明書 または 学生証のコピー 時間割等 | |
| カ | 出産の方 | <ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の分娩予定日が記載されているページのコピー | <ul style="list-style-type: none"> 出産後、育休を取得し学童の入会を継続する場合、育休期間と復職予定日が記入されている勤務証明書の提出が必要 |
| キ | ひとり親家庭で求職中の方 | <ul style="list-style-type: none"> 申立書^{※2} | <ul style="list-style-type: none"> 入会3か月以内に勤務証明書の提出が必要(3か月以内に就職先が決まらない場合は退会となります) |

※1 勤務証明書：兄弟姉妹で学童に入会する場合・・・どちらか一方はコピー可
 弟妹が保育所に入所する場合・・・保育所申込み用の就労証明書のコピー可

※2 申立書：住所・保護者名・児童名・日中児童の育成が困難である理由を記入のうえ、捺印してご提出ください。用紙は市役所4階児童青少年課及び学童クラブにてお渡しします。また、府中市ホームページからもダウンロードできます。

③(対象者のみ)学童クラブ育成料・間食費減免申込書 (詳しくはP.7をご覧ください)

④(新規申込者のみ)面接シート

※提出していただいた書類は、取扱いに十分注意し、学童クラブ事業以外の目的では使用しません。

5 入会決定について

(1) 入会要件の審査

提出していただいた書類をもとに、入会資格を審査のうえ、入会の可否を決定します。

申込みが施設の受入れ可能人数を越えた場合には、第二希望の学童クラブへ入会していただく場合があります。

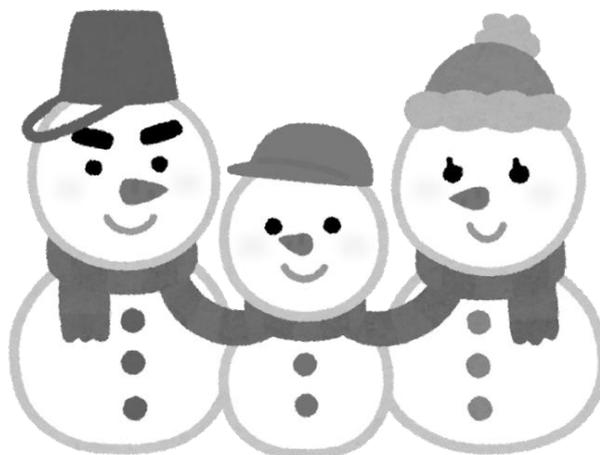
(2) 入会順位の審査（新4～6年生のみ）

4～6年生の受入れは、1～3年生を優先に受付させていただき、定員に余裕のある学童クラブのみ実施します。受入れ可能人数は、2月1日（土）に府中市ホームページで公表します。

また、入会については低学年の児童を優先とさせていただきます。同じ学年の児童が入会を希望している場合は「入会審査基準表（P. 5）」に基づいて入会申請の内容を点数化し、合計指数の高い順に入会を決定します。定員を超えた場合は保留となり、他の児童の退会等により受入可能となった場合のみご連絡します。

(3) 入会期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで



令和2年度 学童クラブ入会審査基準表

この基準表は、新4～6年生が入会を希望する際、監護に欠ける度合いの高い児童から入所を決定するための審査に使用する表です。新1～3年生の入会につきましては、この基準表は使いませんのでご承知おきください。

【基本指数】

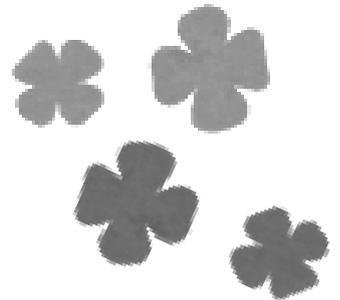
| 保護者の状態 | 月～金の就労日数・時間 | | 指数 |
|--------------------|----------------|---|------|
| ア 外勤 イ 自営 | 週5日（月20日間以上） | 1日7時間以上 | 10 |
| | | 1日4時間以上 | 9 |
| | 週3～4日（月14日間以上） | 1日7時間以上 | 8 |
| | | 1日4時間以上 | 7 |
| ウ 病気・ 身体障害 | 入院 | | 10 |
| | 自宅療養 | 精神性 | 10 |
| | | 常時病臥 | 10 |
| | | 一般療養 | 6 |
| | 身体障害 | 身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度 または精神障害者保健福祉手帳1・2級 | 10 |
| | | 身体障害者手帳3級または愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳3級 | 9 |
| 身体障害者手帳4級または愛の手帳4度 | | 7 | |
| エ 看護・介護 | 看護・介護 | 指数は外勤に準ずる | 7～10 |
| オ 就学 | 就学 | 指数は外勤に準ずる | 7～10 |
| カ 出産 | 出産または育児休業を取得中 | | 8 |
| キ 求職中 | ひとり親求職中 | | 6 |

【調整指数】

| 状況の種類 | 児童の状態 | 指数 |
|--|------------------------|----|
| 世帯状況等 | 両親がいない世帯（これらに準ずる場合を含む） | 20 |
| | 母子、父子世帯（これらに準ずる場合を含む） | 10 |
| | 育児休業を取得中である | -5 |
| 保護者の帰宅時間（どちらか早い方） ※帰宅時間＝勤務終了時間＋通勤時間 | ①17：00よりも早い場合 | -3 |
| | ②18：00よりも早い場合 | -2 |
| 前年度出席率 ※8月を除く令和2年1月末までの 平日の出席率 | ①50%未満 | -2 |
| | ②70%未満 | -1 |

【同一指数の優先順位】

| | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 両親不在家庭またはひとり親世帯に準ずる世帯の児童を優先する |
| 2 | 基本指数が高い児童を優先する |
| 3 | 保護者の勤務日数が多い児童を優先する |
| 4 | 保護者の帰宅時間（早く帰宅する方）が遅い児童を優先する |
| 5 | 市内在住で、就労等をしていない祖父母がいる |
| 6 | 同居の祖父母がいる |
| 7 | その他（抽せんなど） |



- ・申込受付期間内に申請のあった児童の入会については、低学年を優先することとし、同じ学年の児童が入会を希望している場合は、合計指数の高い順に入会を決定する。合計指数は、この入会審査基準表を用いて判断する。
- ・申込受付期間外に申請のあった児童の入会については、申請受理日が早い児童を優先し、同一日に申請があった場合は合計指数の高い順に入会を決定する。
- ・指数の算定式は、次のとおりである。
「合計指数」＝「父：基本指数」＋「母：基本指数」＋「調整指数」
- ・合計指数が同じだった場合は、「同一指数の場合の優先順位」に基づき判定する。

Ⅱ 育成料・間食費について

1 料金について

府中市では、学童クラブの運営に必要な費用である育成料と間食費（おやつ代）を利用者にご負担いただいています。

月額はおのとおりで、日割りはありませんので、1日でも在籍していれば月額をお支払いいただきます。

(月額)

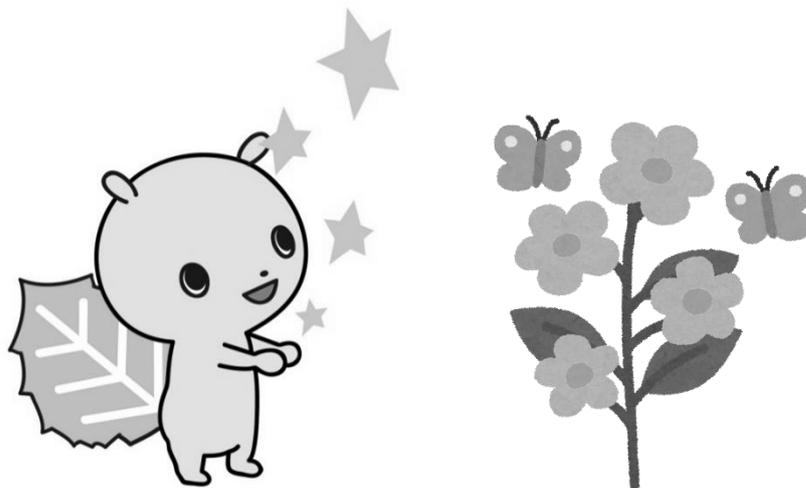
| 育成料 | 間食費 | 合計 |
|--------|--------|--------|
| 5,000円 | 1,800円 | 6,800円 |

なお、未納が2か月以上あると退会していただく場合があります。

2 お支払方法について

育成料・間食費の納入は、金融機関からの引き落としによる口座振替でお支払いいただきます。口座振替の開始までには日数がかかりますので、処理が完了するまでは納付書でのお支払いとなります。手続きについては別途お知らせします。

納入期限は、毎月末日（末日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日）です。



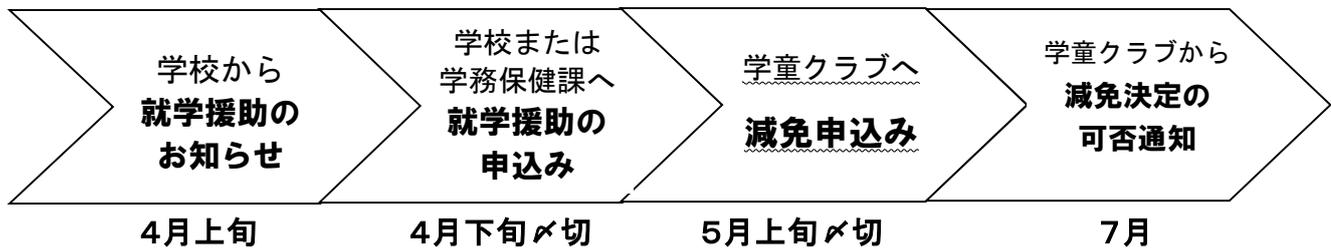
3 育成料の減額・免除について

育成料・間食費には次のとおり減免制度があります。

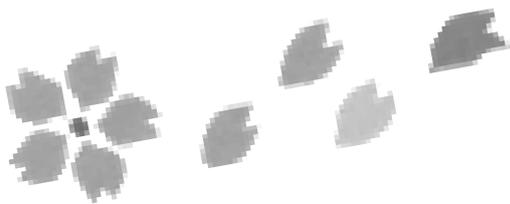
該当する方は、ピンク色の学童クラブ育成料・間食費減免申込書をご提出ください。

| 減免対象者 | | 必要な書類 | 免除対象額 | 減免後の月額 |
|-------|--------------------------|--|-------------------|--------|
| 1 | 生活保護世帯の方 | ・減免申込書 ・生活保護受給証明書 | 育成料・間食費 全額免除 | 0円 |
| 2 | 世帯で2人以上 学童クラブに入会している方 | ・減免申込書 | 2子目以降の 育成料半額免除 | 4,300円 |
| 3 | 就学援助費受給の 認定を受けている方 | ・減免申込書 ※学校に就学援助の申し込みをされた方は、 <u>学童クラブにも減免の申込みをしてください。詳しくは4月にお知らせします。</u> | 育成料全額免除 | 1,800円 |

～就学援助費受給による学童クラブ育成料の減免決定までの流れ～（予定）



学童クラブでの減免決定までの期間は、通常通り育成料・間食費が発生します。決定後、減免により多く支払いがあった分については後日返金します。



Ⅲ 学童クラブの利用にあたって

1 育成時間と休館日について

1 育成時間

通常育成

延長分

午前8時 8時30分 8時45分

午後5時 6時

| | | | | | |
|----------------|-----|--|--------------|---------|-----|
| 月曜日から金曜日 | | | | 下校～午後5時 | ～6時 |
| 土曜日 | | | 午前8時45分～午後5時 | | |
| 学校休業日(春・冬休み含む) | | | 午前8時30分～午後5時 | | ～6時 |
| 夏休み | 8時～ | | 午前8時30分～午後5時 | | ～6時 |

※保護者が勤務などのため不在になる場合は、育成時間を延長してご利用いただくことができます。
午前8時から(夏休みのみ)及び午後5時以降の利用と、土曜日の利用は事前の届出が必要です。
ご利用にあたっては保護者の方の勤務状況等により、必要度を確認させていただきます。

2 休館日

日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

2 生活について

1 一日の流れ

登館 ～ 【昼食】 ～ あそび・行事のとりくみ ～ 下館

午前からの日は、
お弁当・水筒をお持ちください。

5 時：同じ方面の児童で帰ります。
5時以降：保護者のお迎えをお願いします。

2 お迎えについて

5時下館の場合は、同じ方面の児童で集団下館しますのでお迎えの必要はありませんが、それ以降の時間で帰宅する場合にはお迎えが必要です。

3 持ち物について(※学童クラブによって若干異なる点があります。入会説明会で詳しく説明します。)

(1) 毎日持ってくるもの

○タオル・ハンカチ等 1枚

○連絡帳(1冊目は学童クラブで用意します。2冊目以降はご家庭でご用意ください。)

(2) 常時クラブに用意しておくもの ※持ち物、衣類には必ず名前をつけてください。

○着替え一式(季節に応じた服1式を布の袋に入れたもの)

○ビニール袋(着替えた服を入れるもの)

○替え靴(運動靴)

○置き傘

○置き帽子

(3) 学校給食のない日は、お弁当と水筒を持たせてください。

3 連絡方法について

- (1) 早退または欠席の場合
保護者の方から事前に連絡帳でお知らせください。急な場合は必ず電話でご連絡ください。
- (2) 連絡帳について
早退・欠席連絡のほかに、健康状態や提出物を持たせたことを記入し、毎日持たせてください。
学童クラブからも連絡事項を記入しますので、毎日確認をしてください。
出張等で職場を移動するような時は、その日の所在を連絡してください。

4 育成時間中の災害・病気・保険について

- (1) 地震・風水害等の災害が発生した場合またはそのような事態が予想される場合は、速やかに
お迎えをお願いします。詳しくは入会説明会でご連絡します。
- (2) 病気等で具合が悪くなった場合もお迎えをお願いします。
- (3) 児童の万一の事故・負傷に備え傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付です。
医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。個々のご家庭で別に
保険に加入されることをお勧めします。

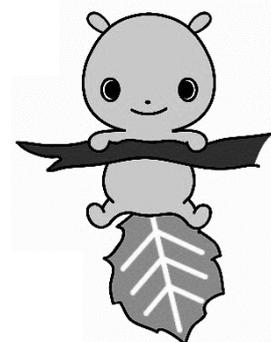
5 入会後の届出について

次のようなときは、必ず所属の学童クラブへ速やかに退会等届（変更届）をご提出ください。

- (1) 退会するとき（届出がない場合は、月額料金が発生しますのでご注意ください。）
- (2) 連絡先・住所を変更するとき
- (3) 仕事や勤務先、世帯の状況が変わったとき
- (4) 児童の病気等により、10日以上登館できないとき
- (5) 午後5時以降や土曜日等の利用を変更するとき
※無届けで15日以上連続して登館しない場合は、退会扱いとなることがあります。

7 その他

- (1) 必要のないお金や携帯電話、玩具、菓子などを持たせないでください。
- (2) 特別な理由がない限り、学校から直接学童クラブに登館してください。
- (3) 自転車での登館はできません。
- (4) 入会前にご自宅から学童クラブまで、お子さんと一緒に歩いてみてください。
- (5) 入会后、学校の先生に入会したことをお知らせください。
- (6) 利用日数が少ない場合は、指導員からお話を伺う場合があります。
- (7) ご提供いただいた個人情報につきましては、学童クラブ事業の目的のみに使用します。
なお、お子様の氏名を学童クラブだより等に掲載する場合がございます。
氏名の掲載等に差支えのある場合は、学童クラブまでご相談ください。



お知らせ

平成27年度から、児童福祉法の改正に伴い、学童クラブの対象が小学1～6年生までへと変更されました。

4～6年生の受入れは、1～3年生を優先に受付させていただき、定員に余裕のある学童クラブのみ実施します。詳しくは、本冊子「入会決定について」をご覧ください。

また、府中市では、放課後の子どもたちの居場所として放課後子ども教室「けやきッズ」も実施しております。それぞれ特徴がございますので、お子様やご家庭の状況に応じてご検討いただければと思います。

学童クラブと けやきッズのちがい

| | 学童クラブ | けやきッズ（放課後子ども教室） |
|-----------|---|---|
| 対象 | 市内に住所のある小学生で、保護者が就労等により日中家庭にいない児童 ※小学校4年生から6年生は、空きがある場合のみ入会可 | 市内に住所のある小学生。 原則として、学区の小学校へ登録。 （私立小学校等に在籍する児童も可） |
| 実施日時 | 1 学校実施日 ・月～金曜日 放課後～午後6時まで ・土曜日 午前8時45分～午後5時まで ※午後5時以降の利用と、土曜日の利用は事前に届出が必要です。 | 1 学校実施日 ・月～金曜日 放課後～午後5時まで ※5～7月は午後5時30分まで ※7月は夏休み期間を除く |
| | 2 学校休業日 ・夏休み 午前8時30分～午後6時まで ・春、冬休み 午前8時30分～午後6時まで ※午前8時（夏休み中）の利用は事前に届出が必要です。 | 2 学校休業日 ・夏休み、冬休み、春休み 午前9時～午後5時まで ※保護者が就労等で不在の場合、弁当持参可（届出制） ※次の期間については開催いたしません 春休み：4月1日（水）～5日（日） 夏休み：学校閉庁日 冬休み：12月29日（火）～1月3日（日） |
| 利用料金 | 6,800円/月（間食費含む） | 無料 ※ただし保険料として800円/年 |
| 活動内容 | キックベースやドッチボールなどの集団遊びや季節の工作、お誕生日会など、毎日の育成を通して集団意識を育てる活動を行います。その他、自由遊びや自主学習の時間も設けています。 | 活動の中心は児童の自主的な遊びです。市が委託する青少年健全育成団体のスタッフが見守る中で、宿題や室内遊び、工作、外遊びなど、多彩な活動を行います。その他、特別なイベントも実施しています。 |
| 登録・入会申込方法 | 入会申込書と勤務証明書等を市役所又は各学童クラブへご提出いただき、入会資格の審査及び面接を実施のうえ、入会の可否を決定します。 | 登録申込書に必要事項をご記入のうえ、必ず保護者の方が保険料（800円）と一緒に放課後子ども教室受付へ申し込んでください。その日から参加可能です。（保険の適用には1週間程度かかります） ※令和2年度の登録のご案内については、 <u>1年生は新1年生保護者会にて、2年生以上は2月以降に学校から全児童へ配布する予定です。</u> |
| 場所 | 学校敷地内の専用施設 ※一部学校敷地外 | 各小学校の所定の教室 |

IV 学童クラブの所在地

| 学童クラブ | 対象学区 | 所在地 | 電話 |
|-----------|-------|-------------|--------------|
| 第一学童クラブ | 一小 | 寿町2丁目6番地 | 334-5391 |
| 第一学童クラブ分館 | | 寿町2丁目6番地の8 | 306-5920 |
| 第二学童クラブ | 二小 | 緑町1丁目29番地 | 365-4990 |
| 第二学童クラブ分館 | | 緑町1丁目35番地の1 | 306-7806 |
| 第三学童クラブ | 三小 | 片町3丁目5番地 | 334-5392 |
| 第四学童クラブ | 四小 | 白糸台1丁目59番地 | 360-4820 |
| 第五学童クラブ | 五小 | 本宿町1丁目51番地 | 369-5586 |
| 第六学童クラブ | 六小 | 天神町4丁目27番地 | 362-6942 |
| 第七学童クラブ | 七小 | 北山町2丁目20番地 | 042-573-3736 |
| 第八学童クラブ | 八小 | 是政1丁目34番地 | 334-5394 |
| 第九学童クラブ | 九小 | 栄町3丁目7番地 | 360-6585 |
| 第十学童クラブ | 十小 | 若松町4丁目32番地 | 364-4090 |
| 武蔵台学童クラブ | 武蔵台小 | 武蔵台2丁目3番地 | 327-3349 |
| 住吉学童クラブ | 住吉小 | 住吉町2丁目30番地 | 334-1971 |
| 新町学童クラブ | 新町小 | 新町1丁目29番地 | 366-7215 |
| 本宿学童クラブ | 本宿小 | 本宿町4丁目19番地 | 360-4895 |
| 白糸台学童クラブ | 白糸台小 | 白糸台2丁目18番地 | 360-5740 |
| 矢崎学童クラブ | 矢崎小 | 矢崎町4丁目9番地 | 334-5390 |
| 若松学童クラブ | 若松小 | 若松町3丁目3番地 | 360-5926 |
| 小柳学童クラブ | 小柳小 | 小柳町4丁目45番地 | 367-1399 |
| 南白糸台学童クラブ | 南白糸台小 | 押立町2丁目25番地 | 366-5050 |
| 四谷学童クラブ | 四谷小 | 四谷3丁目2740番地 | 364-9107 |
| 南町学童クラブ | 南町小 | 南町3丁目6番地 | 360-4885 |
| 日新学童クラブ | 日新小 | 日新町5丁目22番地 | 360-5970 |



府中市子ども家庭部児童青少年課
 〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地
 電話042-335-4300 <直通>
<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

